

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の公表

背景（移転価格を取り巻く環境変化）

移転価格等の国際課税への関心の高まり

企業のグローバルな国際展開

BEPSプロジェクトの進展（国際的な議論・勧告）

移転価格文書化制度の整備（平成28年度税制改正）

国税庁における対応

上記のような内外の環境変化の下、移転価格を巡る納税者の懸念や問題意識も踏まえて、(1)事務運営（取組方針、具体的な施策）の見直しを実施。(2)その上で、「移転価格ガイドブック」を公表し、事務運営を対外的に公表するとともに、納税者の自主的な検討、対応等に有用となる情報も発信。

「Ⅰ 移転価格に関する国税庁の取組方針」

【取組方針】

- ・ 納税者の予測可能性の確保のほか、移転価格文書化制度の整備等を踏まえ、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に資する施策を推進
- ・ BEPS事案等の海外へ所得が移転されている取引に対して、重点的に実地調査を実施

【具体的な施策例（平成29年7月～）】

- ・ 移転価格文書化制度に関する個別照会への回答や相談に積極的に対応するため、企業が来訪する相談窓口を各国税局に設置
- ・ 外国税務当局によるCbCレポートの不適切使用に対する懸念を踏まえ、OECDで外国税務当局にBEPS勧告等を遵守するよう求めていく。その際には、企業から国税局の相談窓口寄せられた情報も参考として活用



「Ⅱ 移転価格税制の適用におけるポイント」

納税者による自主的な検討等の参考となる情報発信を目指し、移転価格税制の適用の際に検討、確認等を行う事項を示すため、①具体的な設例を用いて、②当局と納税者の視点を示しつつ、③納税者向けアドバイス等を記載した資料を新たに作成・公表

「Ⅲ 同時文書化対応ガイド」

仮定の企業が国外関連取引を行う例（2ケース）を用いて、移転価格文書化制度の整備に伴い作成等が義務付けられるローカルファイルの全体像と記載事項が分かるサンプル（作成例）を新たに作成・公表

納税者の予測可能性や行政の透明性を向上させ、自発的な税務コンプライアンスを高めることにより、移転価格税制に関する適正・公平な課税の実現を目指す。